

令和6年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

令和6年度も引き続き助成金の受付を実施しますが、**一部変更しました**ので、ご注意ください。

変更点

1. 特例事業者要件	新型コロナウイルスの影響を受けた事業者向けの「生産量要件」が終了（賃金要件と物価高騰等要件は引き続き継続）
2. 経費の特例	「生産量要件」又は「物価高騰等要件」の事業者に認められていた「関連する経費」が終了（車・PCなどの導入は引き続き実施）
3. 申請回数	令和6年度中に可能な申請回数は 1回まで ※
4. 賃金引き上げ方法	事業場内最低賃金の引き上げは1回のみ（複数回の引き上げは助成対象外）
5. 申請期限	令和6年12月27日まで
6. 事業完了期限	令和7年1月31日まで

※ 令和6年3月31日までに申請いただき、令和6年4月1日以降に交付決定を受けた事業者は、令和5年度に申請されたものとして扱われますので、令和6年度にも申請可能です。

特例事業者に関する注意点

令和6年度における特例事業者の要件と対象経費は以下のとおりです。

	令和5年度	令和6年度
賃金要件	引き続き実施	引き続き実施
生産量要件	令和5年度限り	引き続き実施
物価高騰等要件	引き続き実施	引き続き実施
車・PCなど 経費の特例 関連する経費	令和5年度限り	引き続き実施

（参考①）

令和6年度の特例事業者は、以下の①～②のいずれかの要件に当てはまる中小企業事業者となります。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者 ※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

また、変更後の特例事業者に該当する場合、以下の特例措置を受けることができます。

		一般事業者	特例事業者	
			①賃金要件	②物価高騰等要件
引上げ人数関係	引上げ人数10人以上の区分の利用	×	○	○
助成対象経費関係	生産性向上に資する設備投資等	○	○	○
	生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	×	○

賃金引上げに関する注意点

「4. 賃金引上げ方法」のとおり、事業場内最低賃金の複数回に分けての引き上げは助成対象外となりました。申請に当たっては、特に以下の点にご注意ください。

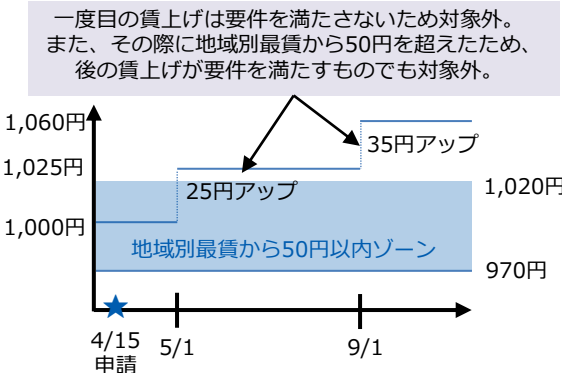
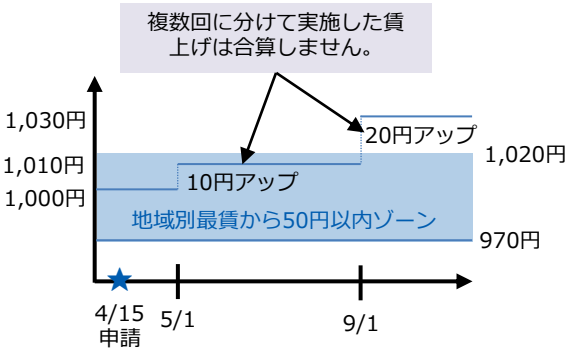
(例) 地域別最低賃金が970円、事業場内最低賃金1,000円の事業場が4月15日に申請する場合

5月1日に1,000円から1,010円に引上げ、9月1日に1,010円から1,030円に引上げを実施し、合算して30円コースを申請したい。

5月1日に1,000円から1,025円に引上げ、9月1日に1,025円から1,060円に引上げを実施し、合算して60円コース又は2回目の賃上げで30円コースを申請したい。

対象外 5月1日と9月1日もともに30円以上の引上げがされていないので、引上げコース区分を満たす賃上げとは認められません。

対象外 5月1日は30円以上の引上げがされておらず、かつ地域別最低賃金と事業場内最低賃金の差額が50円を超えたため、9月1日に30円以上引き上げていただいても対象外となります。



対象！ 5月1日に30円以上引き上げていただくか、5月1日の10円引上げはそのままに、9月1日に30円以上引き上げていただくと助成対象となります。

対象！ 5月1日に30円以上引き上げていただくと助成対象となります。

お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金 検索



交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です